

## 文書回答手続の改正と 最新の回答事例

この程、事前照会に対する文書回答手続の制度をより使い易くするための見直しが行われました。その内容と最新の文書回答事例を紹介したいと思います。

### □考え方

事前照会に対する文書回答手続は、①納税者サービスの一環として、事前照会に対する回答を文書で行うとともに、②その内容を公表することにより、同様の取引等を行う際の納税者の予測可能性を高めることを目的として実施されています。

### □改正点

照会文書の提出からおおむね1ヶ月以内に①文書回答の可能性及び②処理の時期の見通し等を口頭で説明するようになりました。但し、この1ヶ月には補足資料の提出を求められた日か

ら提出等をした日までの期間は除かれます。また、照会内容等の公表が、最長1年（改正前180日）まで延長可能となりました。

### □最近の回答事例

給与規定とは別に支払われる災害補償金の扱いがどうなるかにつき、公表されました。

（具体的内容）

治安悪化等から退避や渡航延長を外務省が勧める国のことを限定渡航地域といいます。この地域に役員や従業員を派遣させる場合があります。その役員等が派遣先で死亡した場合、遺族等に業務災害補償金等支払う旨の規定により支給される災害補償金は、相続税や所得税の課税対象とならずに、非課税となる旨文書回答がなされました。

具体的には、役員に支給されるものは、補償金の合計額が普通給与の3年分相当額に達するまでの金額であれば、甲慰金等として相続税の課税対象となりません。また、負傷疾病により本人に支払われる補償金は、所得税が非課税となります。

## ナマの税務相談室

**Q** このたびは私の会社の社員の甲が急病で倒れ入院し、懸命の手当、看護の甲斐もなく、若くして不帰の人となりました。

**A** まさか、あの元気そのもののお方がお亡くなりになったとは、まったく、信じられません。なかなかの人物で仕事も出来ると伺っていましたから、貴社も後任人事の手配で大変ですね。

**Q** 今日は生命保険金の件でお伺いしました。先日、お父様が会社に見えてご自宅から保険証券を持って参りました。もう一点はわが社の職場で掛けていた保険です。

**A** 拝見いたします。この保険はご本人が掛けていたものですね。満期受取人は本人、それ以外は法定相続人ですね。今回の場合は、甲さんは独身で法定相続人はご両親ですから受取人は税法上は見做し相続財産として相続税の課税関係で扱われます。

## 企業のリスク対策 としての保険

**Q** もう一点は、当社では社員の退職金対策として生命保険に加入しています。養老保険と医療保険を掛けています。

**A** それは企業のリスク対策として良い準備をされましたね。経理処理はどうなっていますか。

**Q** 養老保険は保険料を支払ったときに2分の1損金、2分の1は保険積立金として資産計上して参りました。医療保険は全額損金経理です。

なお、受取人は満期のときは会社に保険金が振り込まれますが、今回のケースは、保険会社から直接法定相続人に支払われます。

**A** 貴社の会計処理としては、保険金が入りませんから、今まで積み立ててきた保険積立金は雑損勘定で損金処理して下さい。直接受け取ったご両親は甲社員の死亡退職金として見做し相続財産となります。

## ナマの税務相談室